

監事監査報告書

令和8年5月27日

学校法人 天理大学
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 天理大学

監事 安藤 勇作

監事 福富 修一

私たち監事は、私立学校法（令和7年4月1日施行）第52条第1項第1号及び学校法人天理大学寄附行為第29条の規定に基づき、学校法人天理大学の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たちは、理事会および評議員会に出席し、理事及び教職員等から業務の報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧、業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第13条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、理事及び職員等からその構築および運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。教学監査については、内部監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、大学ガバナンス体制等を確認するために必要な書類等を検証し、機能の確認を行いました。計算関係書類及び財産目録については、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第37条第3項）を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い学校法人天理大学の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大

な事実は認められません。

内部統制体制に関する理事会決議の内容は相当であり、内部統制体制に関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

私立学校法の改正によるリスク管理・コンプライアンス推進をはじめとする内部統制システムの整備及びガバナンス体制の強化への取り組み状況等を確認いたしました。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

(3) 教学監査の監査結果

教学監査に関しては、内部監査室が実施した監査結果報告を受け、関係資料及び議事録等を検証し教学業務が法令、学則等に準拠して適正に執行されているか特に、教学組織の運営状況、退学者抑制の取り組み状況及び学生ニーズに対する取り組み状況など大学内部の意思決定システム、大学ガバナンス体制等が正しく機能していることを確認いたしました。

3 監査項目

(1) 会計監査

- ① 学校法人会計基準並びに寄附行為等の規定に基づいた会計業務
- ② 期末の財産状態並びに予算管理を含め収支計算書の妥当性

(2) 教学監査

- ① 進路指導・キャリア支援の状況確認
- ② 学生の留年・退学・除籍の状況把握と対策の確認
- ③ 学生のメンタルケア等生活面支援の確認
- ④ 奨学制度の充実度の確認
- ⑤ 学生教育活動（国際連携）（地域連携）の支援体制の確認
- ⑥ 学生の課外活動支援体制の確認
- ⑦ ステークホルダーへの情報開示の状況確認
(教育情報の公表の適正性及びその他のディスクロージャーの積極性)

以上